報告第２２号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年小田原市条例第３４号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により、これを報告する。

令和 ８ 年 ９ 月 １ 日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

# 専　決　処　分　書

市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年小田原市条例第３４号）の規定により、次のとおり専決処分する。

小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第２４３条の２の８第８項」を「第２４３条の２の９第８項」に改める。

(1) 小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和４１年小田原市条例第５８号）第７条

(2) 小田原市病院事業の設置等に関する条例（昭和４１年小田原市条例第５９号）第７条

**附　則**

この条例は、令和８年９月２４日から施行する。

令和　８　年　８　月１４日

小田原市長　加　藤　憲　一

（理由）

地方自治法の一部改正に伴い、同法の条項を引用する規定の整理を行うに当たり、専決処分するものであります。